

中心市街地のにぎわいを創出する 団体を支援します

所沢市の中心市街地のにぎわい創出のため、イベント等の取組をする団体に補助金を交付します。

詳細については、商業観光課へお問い合わせください。

中心市街地とは

本事業で対象とする中心市街地は、別図のとおり、所沢駅、西所沢駅を含む約330haの範囲となります。

対象

以下の補助対象事業を実施する団体

補助対象事業

中心市街地のにぎわい創出に向けて中心市街地の各商店街の区域で実施する、商店街及び中心市街地活性化拠点施設（野老澤町造商店）と連携した事業。ただし、以下に該当する事業は、補助対象事業としません。

【補助対象外事業】

- ①特定の事業者のみに利益が見込まれる事業
- ②政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- ④その他市長が適当でないとする事業

補助対象経費

補助対象事業に要する経費。ただし、用地費、旅費、景品代（現金又は商品券を景品とする場合）、飲食費、接待費、その他補助対象事業の直接的費用と認められない経費については、補助対象経費としません。

※交付決定後の経費のみ対象となります。

補助率・補助限度額

補助額は補助対象経費の2分の1以内、20万円を限度とします。

※同一事業に対する補助金交付は年度1回限り、3回を限度とします。

応募方法

申請書に、事業計画書、収支予算書、団体の構成がわかるものを添付して商業観光課へ持参又は郵送

※応募内容を審査の上、予算の範囲内で支給します。

お問い合わせ・申請書提出先
所沢市 産業経済部 商業観光課（所沢市役所別館）
〒359-8501 所沢市並木1丁目1番地の1
TEL 04-2998-9155（直通）
E-mail: a9155@city.tokorozawa.lg.jp